

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【公開番号】特開2019-198559(P2019-198559A)

【公開日】令和1年11月21日(2019.11.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-047

【出願番号】特願2018-96077(P2018-96077)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月24日(2021.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装飾体を備える遊技盤を有する遊技機であって、

前記装飾体は、

発光体が実装される発光装飾基板と、

前記発光装飾基板の前方に配置されると共に前記発光体が発した光を前方へ射出する導光部と、

前記導光部の前方に配置される透明部と、

前記透明部の前方に配置される装飾部と、

を備え、

前記発光装飾基板の前記発光体が実装される実装面には、白色塗膜が略全面に形成されている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来より、前枠や遊技盤には複数の発光体が配置される遊技機が提案されている(例えば、特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【特許文献1】特開2016-202333号公報(段落[0018]、段落[0039]、図1、及び図2)

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、装飾体による発光演出を発光体の発光により行う場合に、発光体の位置が点光源のように装飾体において光ることで遊技者に違和感を与えるおそれがあった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、発光演出による遊技興趣の低下を抑制することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、本発明においては、

装飾体を備える遊技盤を有する遊技機であって、

前記装飾体は、

発光体が実装される発光装飾基板と、

前記発光装飾基板の前方に配置されると共に前記発光体が発した光を前方へ射出する導光部と、

前記導光部の前方に配置される透明部と、

前記透明部の前方に配置される装飾部と、

を備え、

前記発光装飾基板の前記発光体が実装される実装面には、白色塗膜が略全面に形成されている、

ことを特徴とする。

また、本発明とは別の発明として、以下の手段を参考的に開示する。

(解決手段1)

遊技を行う遊技機であって、導電性部材と、電磁波ノイズの影響に弱い第1配線部材と、前記第1配線部材と比べて電磁波ノイズの影響に強い第2配線部材と、を備え、電磁波ノイズの発生源側を臨む前記導電性部材の一方の面に前記第2配線部材を配置すると共に、電磁波ノイズの発生源側を臨まない前記導電性部材の他方の面に前記第1配線部材を配置する、ことを特徴とする遊技機。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の遊技機においては、発光演出による遊技興趣の低下を抑制することができる。